

Togo Central

東郷中央

土地区画整理組合だより

2018.4

No. 11



春暖の候、皆様には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、組合事業に格別のご理解とご協力を賜り、まことにありがとうございます。

さて、組合工事につきましては、概ね予定どおり進捗し、山の残土もこれまでに約19万 m^3 を搬出し、現地風景もかなり変化してまいりました。ららぽーと用地の造成は終盤に差し掛かり、今後は外周道路の整備等に重点を置き、平成30年9月末の土地引渡しを目標に進捗を図ってまいります。道路工事としましては、今年度5月頃から組合事務所前の和合・春木線で本格的な改良工事が始まります。そして6月頃には地区を東西に横断する名古屋春木線の工事発注を予定しています。特に和合・春木線の改良工事は、仮設道路切替を繰り返しての工事となり、完成予定は平成32年春頃になります。交通量も多くご迷惑をお掛けしますが、一日も早い完成に向けて努力してまいりますので、ご理解、ご協力をお願い致します。

理事長 近藤 教文



第11回総代会の開催結果

平成30年3月24日に総代会を開催し、平成30年度予算が決定しました。

< 議案 >

- ・第1号議案「平成29年度事業の繰越について」
- ・第2号議案「平成30年度収支予算について」
- ・第3号議案「平成30年度借入金の借入及びその方法等について」

【平成30年度収支予算】

○収入の部 (単位:千円)

科目	H30年度予算額
補助金	361,000
町助成金	300,000
保留地処分金	7,068,000
雑収入	90,000
借入金	2,300,000
繰越金	1,281,000
合計	11,400,000



○支出の部 (単位:千円)

科目	H30年度予算額	摘要
工事費	2,659,000	和合ヶ丘・新池線、和合・春木線、名古屋春木線等
補償費	2,516,000	建物等物件移転費
移設費	106,000	電柱、NTTケーブル、農業用水管移設
法第2条第2項事業費	379,000	上水道、下水道、ガスの新設費
調査設計費	238,600	事業計画変更、工事設計、施工管理、建物等物件算定、補償説明、仮換地合分筆等、測量
会議費	80	役員会、総代会、工事委員会、補償委員会等
事務所費	59,120	報酬、給与、事務委託費、事務所土地・駐車場等賃貸料等、備品費等
負担金	0	
借入金利子	23,000	
雑支出	5,200	街づくり協会、連合会会費、渉外経費等
借入金償還金	5,250,000	
予備費	164,000	
合計	11,400,000	



平成 29 年度からの繰越工事について

次の工事を前年度から繰越して工事を施工しています。

平成 29 年度道路築造工事（その 1）

【施工者：大林道路株式会社】

工期：平成 29 年 7 月 14 日から

平成 31 年 2 月 15 日まで

① 水路工（雨水）・水路工（汚水）

雨水・汚水ルートへの整備。

② 道路工

区画道路 9-1 号及び 13-1 号、
和合ヶ丘・新池線の新設道路部
を中心に整備。

③ 整地工

街区・画地ごとに整地。



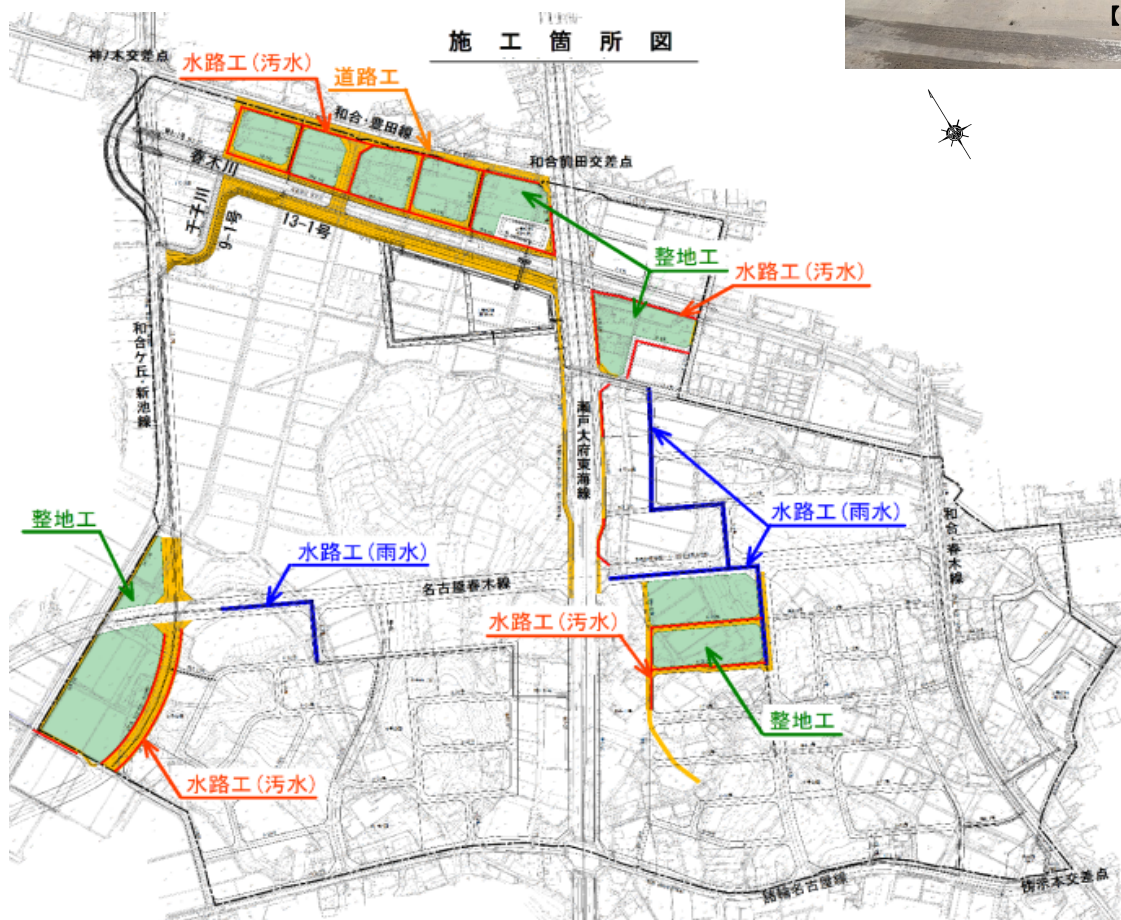
【和合ヶ丘・新池線】
（新設部築造）



【水路工（雨水）】



【和合・豊田線】
（拡幅部）



平成29年度道路築造工事（その2）

【施工者：日本国土開発株式会社】

工期：平成29年10月12日から
平成31年3月15日まで

① 1号調整池工

1号調整池西側部分の築造。

※東側は施工済

② 水路工（雨水）・水路工（汚水）

雨水・汚水ルートへの整備。

③ 道路築造工

傍示本地区の早期造成街区外周道路を整備。

④ 整地工

街区・画地ごとに整地。

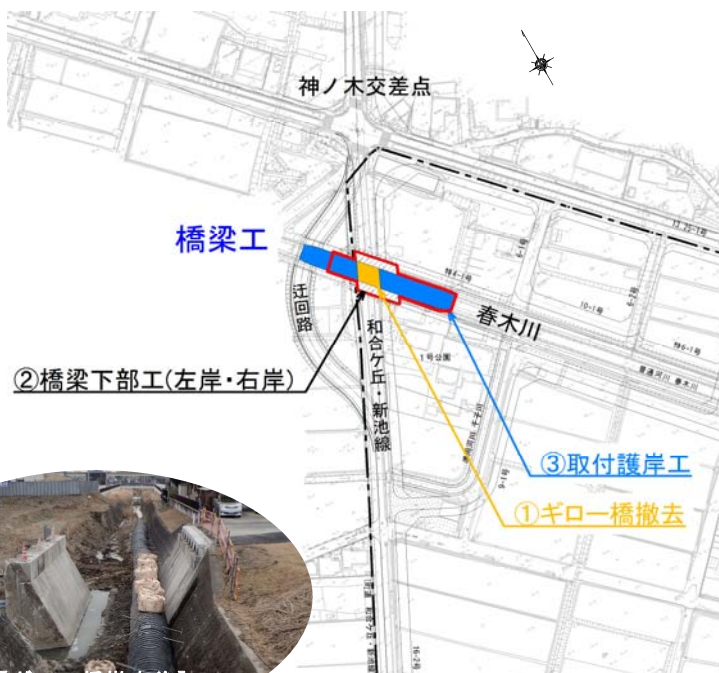


橋梁等改良工事

【施工者：日本国土開発株式会社】

工期：平成 29 年 10 月 12 日から
平成 31 年 6 月 28 日まで

- ①ギロー橋の撤去工
- ②橋梁下部工（左岸・右岸）
- ③取付護岸工



道路改良工事

【施工者：大林道路株式会社】

工期：平成 29 年 12 月 5 日から
平成 32 年 3 月 19 日まで

町道和合・春木線を幅員 14m の道路に改良します。北区間と南区間に分け、複数回、道路を切り替えながら施工します。

今年度は、北区間において現道東側に仮設道路を築造し、南行車線を仮設道路に切り替えて道路改良します。





通行止めの予定



汚水工事のため、町道中通屋敷・東岡ノ上線の一部区間を次のとおり通行止めとさせていただきます。

通行止め箇所：町道中通屋敷：東岡ノ上線

通行止め期間：4月16日(月)～27日(金)

通行止め時間：午前9時～午後5時

(夜間開放)



仮換地証明等の発行手数料について



仮換地の指定から県知事による換地処分（本換地）が行われるまでの間、土地売買、建築行為等を行う場合には**仮換地証明書**や**敷地該当地証明書**が必要になります。証明書を必要とされる方は、組合へお申し出ください。なお、証明書の交付申請には印鑑（認印）が必要です。代理人による申請は、土地所有者の委任状（組合指定様式）が必要となります。

発行手数料は次表のとおりです。



【手数料を徴収する事務の種別及び料金】

種 別	基本料金	追加料金	摘 要
仮換地証明	1画地 500円	1画地ごとに 500円	本人又は代理人 ※代理人は本人の委任状が必要
敷地該当地証明	1画地 500円	1画地ごとに 500円	本人又は代理人 ※代理人は本人の委任状が必要
保留地証明	1画地 500円	1画地ごとに 500円	
その他証明・承認	1件 500円	1件増ごとに 500円	
各種図面等コピー	1件(1枚) 100円	1件(1枚)増ごとに 100円	A3まで

注1) 証明の形式をもっていなくても、文書をもって事実を証するものは、すべて証明とみなします。

注2) 証明等は本人申請を原則とします。代理人により申請する場合は、本人からの委任状が必要です。
(委任状は組合指定様式とします。)

注3) 国又は地方公共団体など公共性の高い団体等からの手数料は徴収しません。

注4) 上記のほか、証明等の手数料について必要な事項は、理事会にはかり理事長が定めます。

【仮換地分筆等計算費用（杭設置及び撤去費用は含まない）】

種 別		基本料金	追加料金（税別）	摘 要
従 前 地	分合筆	分筆1件 8,000円	分筆1筆増ごとに1,000円	仮換地指定変更を 伴わないもの
		合筆1件 7,000円	合筆1筆増ごとに1,000円	
仮 換 地	分 筆	1件（1筆2分割） 19,000円	分筆1筆増ごとに3,000円	従前地分筆計算費用 を含む
	合 筆	1件（2筆→1筆） 13,000円	合筆1筆増ごとに2,000円	
	分合筆	1件（2筆2分割） 29,000円	分筆1筆増ごとに3,000円	従前地分筆計算費用 を含む
合筆1筆増ごとに2,000円				
保 留 地	分 筆	1件（1筆2分割） 11,000円	分筆1筆増ごとに2,000円	
	合 筆	1件（2筆→1筆） 8,000円	合筆1筆増ごとに2,000円	
	分合筆	1件（2筆2分割） 16,000円	分筆1筆増ごとに2,000円	
合筆1筆増ごとに2,000円				

注1) 消費税相当額は別途。

注2) 新旧対照表及び仮換地分割図作成を含む。

注3) 従前地の分筆登記に関する費用は含まない。

注4) 杭設置及び撤去費用は含まない。

【仮換地の分筆、合筆等により増加する杭の測量設置又は撤去費用は個人負担となります】

種 別		基本料金	追加料金（税別）	摘 要
確 定 測 量 前	木杭の測量設置	26,000円	1本当たり 10,000円	
	永久杭の設置		1本当たり 11,000円	永久杭は事業進捗の 状況に応じて設置
	永久杭の撤去		1本当たり 9,000円	

注1) 消費税相当額は別途。

注2) 基本料金には作業前準備、交通費を含む。

注3) 仮換地の分割に伴うもの以外で杭設置の必要がある場合は、別途組合にお問い合わせください。



建物等移転について

仮換地指定後の工事本格化に伴い、施工区域の物件等所有者の皆様にご説明や補償契約を進めているところです。組合の説明におきましては、事業を進めていくうえで、多くの関係機関との調整や不確定要素もあって、工事工程等で十分な説明に至らないケースも生じているのが実情です。引き続き、課題等を解消し、できる限り移転にご協力が得られやすい説明に努めてまいりますので、ご協力くださるようお願いいたします。



届出のお願い



1) 土地の権利などを異動するとき（定款第84条）

組合からの重要な書類の発送や各種通知などを組合員にもれなく行う必要がありますので、次の場合は、必ず組合へ届出してください。

- 1 土地を売買したとき
- 2 相続、贈与等により所有権を移転したとき
- 3 抵当権、地役権、小作権、その他の権利を設定又は解除したとき
- 4 土地を分筆又は合筆したり、地積の誤謬を訂正したとき
- 5 住所を変更したとき

2) 建築行為などが制限されます（土地区画整理法第76条）

建築行為など次のことを行う場合は、東郷町長の許可が必要となります。許可申請書には組合の意見書が必要となりますので、許可申請の前に組合と協議してください。

- 1 建築物、工作物(塀、車庫、よう壁、駐車場の舗装)等の新築、増築、改築
- 2 移動が容易でない物(5 t以上)をたい積するとき
- 3 看板等を設置するとき



ご意見・ご質問は、お気軽に組合役員又は組合事務所までどうぞ。

〒470-0162 愛知郡東郷町大字春木字北反田 1424 番地 1

TEL : 0561-76-1720 FAX : 0561-76-1722

メールアドレス togochuo.kukaku1720@sage.ocn.ne.jp

❖月～金 午前9時～午後5時（正午から午後1時を除く）

土日祝日はお休みです。

